資料6-3-2

# 浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について(骨子案)

平成26年7月1日

こども部 保育幼稚園課

#### 1. 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払うことになります。

#### 2. 確認制度における運営に関する基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと、②子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められます。

(法第34条第2項、法第46条第2項)

#### 3. 特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営基準の制定に当たって

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準の制定に当たっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。

(法第34条第3項、法第46条第3項)

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めるとは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌(比べあわせて、良い方をとること)した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

#### 4. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定に係る浦安市の考え方

現在、本市で行っている受入や審査基準、応諾義務など現行法に沿っているため、国の定めた基準を浦安市の基準とする。

# 5. 浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準(案)とその考え方

#### 【利用定員に関する基準】

(※) 従:従うべき基準 参:参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容		*	浦安市の
- 現日	特定教育・保育施設	特定地域型保育	**	基準案
利用定員	<ul> <li>認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。</li> <li>3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</li> </ul>	<ul> <li>家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定こどもの区分を定める。</li> <li>小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子ども・3号認定子どもの区分を定める。</li> <li>3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。</li> </ul>	従	国に従う
定員の遵守	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。		参	国に従う

# 【運営に関する基準】

項目	国の示す基準の内容		*	浦安市の基
	特定教育・保育施設	特定地域型保育	*	準案
内容・手続きの 説明、同意、契 約	教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行ったうえで、同意を得ければならない。 〈事前説明を要する事項(教育・保育選択に資すると認められる重要事項)〉 • 運営規定の概要 • 職員の勤務体制 • 利用者負担 など	保育の提供開始に当たって、保護者に対して 事前説明を行ったうえで、同意を得ければならない。 〈事前説明を要する事項(保育の選択に資すると認められる重要事項)〉 • 運営規定の概要 • 連携施設の種類 • 利用者負担 など	従	国に従う
	事前説明の方法は、パンフレット、説明書などで本とする。 その際、保護者の申し出に対応してことも可能とする。		参	
応諾義務(正当 な理由のない提 供拒否の禁止)	利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 「正当な」理由は、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込があった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。		従	国に従う
定員を上回る利 用の申し込みが あった場合の選 考	定員を上回る利用の申込があった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。 ・ 教育標準時間認定(1号)を受けた子どもの場合、「抽選」、「申込順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づき選考する。 ・ 保育認定(2号、3号)を受けた子どもの場合は、保育を受ける必要性が高い子どもを優先的に利用できるよう選考する。 ・ 適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な措置を講じなければならない。	定員を上回る利用の申込があった場合、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法については明示を求める。 ・ 保育を受ける必要性が高い子どもを優先的に利用できるよう選考する。 ・ 適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な措置を講じなければならない。	従	国に従う
支給認定証の 確認、支給認定 申請の援助	教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証の確認(区分・有効期間・保育必要量等) を行う。 支給認定申請が行われていない場合には、速やかに適切な申請がされるよう援助する。		参	国に従う 3

# 【教育・保育の提供に関する基準】

古口	国の示す基準の内容		<b>v</b>	浦安市の基
項目	特定教育・保育施設	特定地域型保育	*	準案
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則した教育・保育 の提供	幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況に応じて、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	従	国に従う
子どもの心身 の状況の把握 (健康診断等)	子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。		参	国に従う
子どもの適切 な処遇(虐待の 禁止等を含む)	1)利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別取扱いをしてはならない。 2)虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 3)懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める 等の権限乱用をしてはならない。		従	国に従う
連携施設との 連携	教育・保育の提供の終了に際し、継続的に 提供される教育・保育との円滑な接続に資す るよう、子どもに係る情報提供、その他小学校、 教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事 業を行う者その他の機関と密接な連携に努め なければならない。(参)	教育・保育が適正かつ確実に実施され、継 続的に提供されるよう連携施設を確保し、密 接な連携に努めなければならない。	参 · 従	国に従う

利用者負担の 徴収(実費徴収、 上乗せ徴収を含 む)	施設・事業者は、法に定める利用者負担の支払いを受けるものとする。また、提供される便宜に要する費用を受けることができる。 その場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明らかにし、同意を得なければならない。	従	国に従う
利用者に関する 市町村への通 知(不正受給の 防止)	認定を受けている子どもの保護者が偽りその他不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしたときは、市町村に通知しなければならない。	参	国に従う
特別利用保育・ 特別利用教育 の提供(定員外 利用の取扱い)	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを順守しなければならない。	従	国に従う

# 【管理・運営に関する基準】

項目	国の示す基	<b>基準の内容</b>	*	浦安市基準
<b>坦</b> 口	特定教育・保育施設	特定地域型保育	*	(案)
施設の目的・運 営方針、職員の 職種、員数等の 重要事項を定め た運営規定の策 定、提示	施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 〈運営規程〉 ① 施設の目的及び運営方針 ② 提供する教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ⑤ 利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ⑥ 利用定員(確認制度上の定員設定)	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 〈運営規程〉 ① 事業の目的及び運営方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 地域型保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ⑤ 利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ⑥ 利用定員(確認制度上の定員設定)	参	国に従う

	<ul> <li>⑦ 施設等の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>① その他運営に関する重要事項</li> </ul>	<ul> <li>⑦ 事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>① その他運営に関する重要事項</li> </ul>		
秘密保持、個人 情報保護	者が必要な措置を講じなければならない。	り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業 よど、子どもの情報を提供する際は、あらかじめ	従	国に従う
事故発生及び 事故発生時の 対応	施設・事業者は、事故の発生又はその再発ならない。 ・事故発生時の対応や事故に至る危険性が生 指針を整備し、事故発生の防止のため、従業者		従	国に従う
評価(自己評価、 学校関係者評 価、第三者評 価)	自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 また、定期的に利用する保護者等による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	自ら提供する地域型保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 また、定期的に外部の者による評価を受け、 その結果を公表し、改善を図るよう努めなけ ればならない。	参	国に従う

苦情処理	保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付ける窓口を設置する等、 必要な措置を講じなければならない。 また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。	参	国に従う
会計区分	特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国に従う
記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参	国に従う
管理・運営に関するその他の事項	<b>勤務体制の確保</b> 適切な教育・保育、地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めてお かなければならない。	参	国に従う

# 6. 施行期日

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日とする。

\* 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。